

2018年8月15日

お客様各位

ベトナム税関通達 スクラップ貨物の B/L 記載に関して

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題に関し、ベトナム税関よりスクラップ貨物に於ける B/L 上への記載項目の規則が強化されましたので、同国向け対象貨物の船積みのお客様に於かれましては、BL Instruction 上へ下記情報のご提供をお願い申し上げます。

尚、情報が正しく弊社にご案内頂けない場合は、現地での通関及び貨物のお引渡し時に支障をきたす可能性がございますので、ご留意頂けますようお願い申し上げます。

記

- 適用開始日 : 即日
- 対象貨物 : Waste Paper/Metal Scrap 等のスクラップ貨物
- 記載事項 : ① Consignee の TAX ID
② HS CODE (最低 4 桁との規則になりますが、6 桁を推奨致します)
③ 輸入許可番号 (Import Certificate #)
④ 貨物名を具体的に明記 (一般貨物等の記載は不可)

※ 弊社はベトナム向け Plastic Scrap、Used Tire、及びベトナム諸港経由 Cat Lai 向けの Waste Paper のお引き受けは中止しております事、申し添え致します。

御不明な点等御座いましたら、弊社営業担当までお問合せ下さい。

以上